

令和8年度 桑折町農作業賃金・料金標準額

令和8年度農作業賃金・料金標準額を下記のとおり定めましたので、この標準額にご協力願います。

桑折町農業委員会

作業区分		単位	標準額	摘要	
臨時雇用賃金	一般作業	1日当り	8,320円	1時間当り1,040円 柿加工作業全般含む	
	草刈作業	1時間当り	1,500円	機械、燃料代含む	
	果樹作業	せん定	1時間当り	1,500円	
		摘花果	1日当り	8,320円	
		袋かけ	1日当り	8,320円	
		果樹の薬剤散布	100ℓ当り	1,500円	薬剤は委託者持ち
請負作業料金	畑作業	畑耕起	10a当り 7,810円 (税抜7,100円)	内未と整理する地区及び形状条件等による割増は、3割増以	
	水田作業	水田耕起(ロータリー)	10a当り 7,810円 (税抜7,100円)		
		代かき	10a当り 8,140円 (税抜7,400円)		
		田植機による田植	10a当り 8,470円 (税抜7,700円)		角植含む 薬剤散布、側条施肥は別途協議
		コンバイン	10a当り 35,200円 (税抜32,000円)		刈り取りから乾燥・調整まで。結束分は別途協議
		もみすり	60kg当り 1,100円 (税抜1,000円)		
		乾燥・調整	60kg当り 2,200円 (税抜2,000円)		

- 臨時雇1日当り、8時間を基準とします。
- 作業能力(年齢・経験など)を勘案する場合は、当事者間で調整してください。
- 令和8年度中に最低賃金に変更され、ここに定められた作業賃金が、最低賃金を下回る場合には最低賃金以上の額に読み替えてください。
- この標準額は、令和8年4月1日より令和9年3月31日まで適用となりますので、目安としてご利用ください。